

工事成績評定結果の通知等に関する要領

平成16年4月1日	平成17年4月1日（一部改正）
平成18年2月1日（一部改正）	平成19年4月1日（一部改正）
平成19年11月1日（一部改正）	平成27年9月1日（一部改正）
平成28年4月1日（一部改正）	令和元年5月1日（一部改正）
令和3年4月1日（一部改正）	令和6年4月1日（一部改正）

この要領は、鈴鹿市工事検査要綱（平成2年鈴鹿市訓第12号。以下「要綱」という。）第12条第2項の規定に基づく工事成績評定結果（以下「評定結果」という。）の通知等について、必要な事項を定める。

- 1 要綱の規定による評定結果の送付は、技術監理契約課長が工事成績評定通知書により、速やかに当該工事の受注者へ通知する。
- 2 要綱の規定による評定結果の通知を受けた受注者は、当該通知書を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果に係る意見又は疑義（以下「意見等」という。）の申立書（第1号様式。以下「意見等申立書」という。）により、市長に当該評定結果についての説明を求めることができる。
- 3 意見等申立てがあった場合は、市長はその日から起算して30日以内に、意見等申立書に対する回答書（第2号様式）により、回答するものとする。
- 4 市長は、意見等申立ての期間の徒過又はその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、理由を付して意見等申立ての却下通知書（第3号様式）によりその申立てを却下することができるものとする。
- 5 市長は、明らかな事由により評定結果を修正する必要があると判断した場合は、再度通知することができる。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に契約し完成検査を実施する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に契約し完成検査を実施する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成18年2月1日から施行し、同日以後に回答又は却下する工

事について適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約し完成検査を実施する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に苦情申立てする工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に意見等申立てする工事について適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行し、同日以後に意見等申立てする工事について適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に意見等申立てする工事について適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

工事成績評定結果に係る意見等申立書

下記工事について、工事成績評定結果の通知等に関する要領第2項の規定により、評定結果についての説明を求めます。

記

工事番号	年度()第 号
工事名	
工事場所	鈴鹿市
意見等内容	<input type="checkbox"/> 工事成績調書等の送付を依頼します。 <input type="checkbox"/> その他 ()

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴 鹿 市
鈴鹿市長

印

意見等申立書に対する回答書

年 月 日付けで受け付けた下記工事の意見等申立書については、以下のとおり回答します。

記

工事番号	年度（ ）第 号
工事名	
工事場所	鈴鹿市
回答内容	

鈴 第 号
年 月 日

様

鈴 鹿 市
鈴鹿市長

印

意見等申立ての却下通知書

年 月 日付けで受け付けた下記工事の意見等申立書については、次の理由により申立てを却下しますので通知します。

記

工事番号	年度()第 号
工事名	
工事場所	鈴鹿市
却下する理由	